

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、情報化社会の基盤を構築する業務を通じて、お客様と社会の発展に貢献することを目指します。そのために、会社の社会性・公共性を深く認識し、コンプライアンスに努めるとともに、高い倫理観を持った良き企業市民の一員として、公正で透明性の高い経営を行います。また、当社グループは、持続的成長により、株主利益および企業価値の最大化を目指します。そのために、業務の適正性を確保する体制を整備、運用するとともに、その整備運用状況の評価および必要に応じた改善を継続的に実施し、実効性ある内部統制システムの構築に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本5原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大塚隆一	932,520	17.64
ADVANTECH CO., LTD.	850,000	16.08
株式会社SBI証券	591,100	11.18
有限会社モールネット	288,000	5.45
株式会社エフ・フィールド	200,000	3.78
ADVANTECH CORPORATE INVESTMENT CO., LTD.	154,310	2.92
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD	109,700	2.08
auカブコム証券株式会社	106,900	2.02
小中景子	92,500	1.75
日本ラッド従業員持株会	78,400	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

大株主の状況は、2020年9月30日現在の状況です。なお、上記の割合は、当社が保有する自己株式69,556株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武田 邦彦	学者											
池貝 庄司	他の会社の出身者											
劉 克振	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田 邦彦	○	---	工学博士、大学教授としての専門的な知識・経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

池貝 庄司	○	---	情報通信の専門的な知識・経験また経営コンサルティングの経験等を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
劉 克振		当社は、社外取締役の劉克振氏が当社のその他の関係会社である Advantech Co.,Ltd.のChairmanであり、当社は同社及び同社のグループ会社と取引関係にありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、独立性への影響はありません。また、Advantech Co.,Ltd.が主要株主であることによる事業上の制約を受けることなく経営判断を行っており、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性は確保されていると認識しております。	国際的な大企業の創業経営者として、営業・プロダクト・マーケティングでのイノベーションにおける豊富な経験と見識をもとに、環境の変動に適応していくグローバルな視点を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、緊密な連携をとり、会計監査を実施するとともに取締役が構築運営しているシステムについて監査し、内部統制の充実に努めております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蒲池 孝一	公認会計士													
日下 公人	他の会社の出身者													
福森 久美	公認会計士													
藤澤 哲史	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蒲池 孝一	○	----	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
日下 公人	○	----	豊富な企業経験や学識を生かし、公正な立場から取締役の職務執行状況等に関する提言・助言をいただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
福森 久美	○	----	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
藤澤 哲史	○	----	金融機関での豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正な立場から取締役の職務執行状況等に関する提言・助言をいただけると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容に記載のとおりです。当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大に対するインセンティブとして、2018年2月5日開催の取締役会で、募集新株予約権（有償ストックオプション）の発行を決議しておりましたが、その行使条件を満たせず、2019年6月26日（有価証券報告書提出日現在）に権利失効しました。次制度の導入につきましては、中長期的な企業価値向上への貢献意欲の観点から検討しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年度における当社の取締役及び監査役並びに社外役員に対する役員報酬の総額は95,712千円であり、その内訳は以下のとおりであります。

・取締役 支給人数: 4名、支給総額: 79,812千円
 ・監査役 支給人数: 0名、支給総額: - 千円
 ・社外役員 支給人数: 7名、支給総額: 15,900千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を含む)の報酬等の額については、1999年6月25日開催の第28回定時株主総会決議において、取締役の報酬総額を1営業年度1億8千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。)、監査役の報酬総額を1営業年度3千万円以内の限度額と定め、これに基づき支給しております。

1. 金銭報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外)の額又はその算定方法の決定方針

当社の報酬制度は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに業績向上へのインセンティブとして機能するに相応しい水準・構成とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等は、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて会社の業績及び各役員の役割における責務と貢献度等を総合的に協議した後、最終的には代表取締役会長に一任する方法としております。各役員の役割における責務等を考慮して支給する固定報酬及び業績等の指標に連動させて支給する賞与により構成しております。

監査役の報酬等は、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤、非常勤の別、役割分担の状況を勘案して、協議・決定しております。

ただし、社外取締役及び監査役の報酬は、役割に鑑み固定報酬のみで構成しております。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

賞与は、毎期の業績に応じて支給される業績連動の報酬であり、経常利益等の目標達成度を業績評価の基本指標とし、これに持続的成長を踏まえ、前期からの増加度合い等も総合的に勘案のうえ、支給額を算定しております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社の取締役の報酬は金銭報酬とし、固定報酬は毎月、賞与は毎期末に支給しております。個人別の固定報酬の額は、任意の報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置していないが、社外取締役から適切な助言を得た後に、取締役会で審議のうえ代表取締役会長に個人別の報酬等の決定の全部を一任する方法としており、代表取締役会長及び代表取締役社長を最上位とし、役位が下がるにつれて報酬額が逡減しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局は管理本部が担当しております。取締役会開催時には、事務局より社外役員を含む全ての取締役、監査役に対して、取締役会の関係資料配布および議事録のメール配信を行っております。また、定款により、取締役会の書面または電磁的記録による決議が可能となり、事務局による社外取締役のサポートも、より機動的に行えるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行・監査等の状況

社外取締役を含む全ての取締役が出席する定例取締役会を毎月1回以上、必要に応じ臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、法定事項及び取締役会規程に定める重要事項を協議、決定するとともに、業績の進捗状況の報告等を行っております。社外取締役には、独立した立場により業務執行に対して監督していただくとともに、専門的な知識や他企業での勤務経験、業務執行経験等を活かして職務を遂行していただいております。

常勤取締役及び執行役員により構成される経営会議を毎月1回以上開催し、営業戦略を中心とした取締役会決定事項以外の経営上の重要な案件について協議、決定するとともに、施策の進行状況の確認を行っております。執行役員は、取締役会が決定した方針に従い、それぞれが担当する部門において業務執行を行っております。

監査役は、監査役会を構成し、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議への出席により、経営の監視を行っております。内部統制システムに関しては、内部統制室と情報交換を図り、内部統制評価の機能強化をはかっております。

2. 監査役の機能強化に向けた取り組み

監査役のうち2名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任しております。なお、監査役会に事務局を設け、監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を設置しております。

3. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行の強化、並びに経営の迅速化を推進するため、執行役員制度を導入しています。

また、業務執行者から独立した立場での監督機能を強化して、より透明性の高い経営を行うための体制を整えるために、社外取締役・社外監査役を選任しております。当社では、役員の独立性を経営者との間で利害関係を有していないことと考え、過去に一度も当社又はその子会社の取締役、その他の使用人となったことがないことを要件に人選しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使の促進に向け、例年招集通知発送日の繰上げを実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会への出席者の増加のため、例年集中日を避けた日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の促進に向け、インターネットによる議決権行使が可能となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております。 https://www.nippon-rad.co.jp/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向け会社説明会を年2回実施し、代表取締役をはじめとするトップマネジメントが直接説明を行っております。また、説明会資料は、当社ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信（通期、第1四半期、第2四半期、第3四半期）、有価証券報告書・四半期報告書・期末報告書、会社説明会の資料、当年度及び過去5年間の開示情報などの各種IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室をIR担当部署と定めております。	
その他	適時開示性のない製品やサービスに関するニュース及びトピックスにつきましても、当社ホームページにて掲載しております。 https://www.nippon-rad.co.jp/news/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーにおいて、ステークホルダー（株主、顧客、役職員、取引先、投資者）の立場を尊重した条文を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの重要性に鑑み、これを積極的にかつ総合的に推進して行くために、平成17年3月よりCSR推進室を設置いたしました。平成20年4月にCSR推進室は内部統制室に名称変更しましたが、社会から信頼される企業を目指し、トップのリーダーシップの下、環境に配慮した事業活動の推進、コンプライアンスの向上など、社会的責任への取り組みを継続して実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令および証券取引所の定める開示規則等にもとづき、ディスクロージャーポリシーを定め、全てのステークホルダーが当社の実態を正確に認識し判断できるように、正確、迅速、公平な情報開示に努めております。

その他

【女性の活躍推進に関する自主行動計画】

当社は女性活躍推進法に基づく「行動計画」として「2019年度より年間10名以上の女性社員を継続的に採用し、2021年度までに女性社員比率を30%以上とする」目標を掲げ、女性社員の積極採用に加えて、所属組織と連携した人材育成、人材登用に積極的に取り組んでおります。また、女性社員のニーズを把握し、産後の復帰支援、子育て支援などの制度見直しをするとともに、女性社員の自立的なキャリア形成や働きやすい職場作りに継続的に取り組んでおります。

また、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対して厚生労働大臣が認定する「えるぼし」において、当社は、すべての認定基準を満たし、その最高位である3段階目の「えるぼし」の認定を受けております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、下記のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を制定しております。
(最終更新日:平成27年5月18日付)

1.企業倫理と内部統制の基本方針

- ・当社グループは、情報化社会の基盤を構築する業務を通じて、お客様と社会の発展に貢献することを目指します。そのために、会社の社会性・公共性を深く認識し、コンプライアンスに努めるとともに、高い倫理観を持った良き企業市民の一員として、公正で透明性の高い経営を行います。
- ・当社グループは、持続的成長により、株主利益および企業価値の最大化を目指します。そのために、業務の適正性を確保する体制を整備、運用するとともに、その整備運用状況の評価および必要に応じた改善を継続的に実施し、実効性ある内部統制システムの構築に努めます。

2.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監視し、法令や定款および社内規程の違反を未然に防止します。
- ・取締役が、他の取締役の法令や定款などに違反する行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告します。
- ・監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセスおよび内容が、法令および定款などに適合しているか確認します。
- ・社外取締役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行や、会社の決議事項のプロセスおよび内容が、法令および定款などに適合しているか確認します。

3.取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役会規程およびその他関連規程や、情報セキュリティ基本方針および関連する手順書に基づき、取締役の職務執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて、適切かつ検索および閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理します。
- ・取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

4.当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社及び当社子会社の事業活動全般にわたり生じるリスクについて、その対策、権限、責任、体制などを定めた経営危機管理規程に基づき、リスクの未然防止、解消、事故などの再発防止に努めます。
- ・当社及び当社子会社の各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部統制室は、定期的を実施する内部監査において、当社及び当社子会社の整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

5.当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた職務権限規程及び職務権限表に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。
- ・当社は、重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、役員間の円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え、常勤取締役および執行役員で構成される経営会議を設置しています。取締役会は原則として毎月1回定時に開催し、法令および定款に定められた重要事項の決定および業務執行状況報告などを行います。また、経営会議も、原則として毎月1回定時に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議および業務執行状況報告などを行います。
- ・当社は、取締役の監督機能の強化と、経営の意思決定の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会で決定した方針に従い、それぞれの担当する部門において業務執行を行います。
- ・子会社においては、定期的な取締役会にて重要事項を協議し、業務執行の達成・進捗状況を当社および当社子会社にて随時共有することにより、迅速な意思決定を図る体制を整備しています。

6.当社及び当社子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社は、法令、規則およびルールの遵守を定めたコンプライアンスマニュアルや各種規程を社内WEBに掲載し、全従業員に継続的な周知徹底を図ります。
- ・当社の内部統制室は、従業員が法令、定款および社内規程などを遵守して、適正に職務を遂行しているかどうかを内部監査規程に基づき監査し、その監査結果を取締役及び監査役に報告します。
- ・当社は、内部通報処理規程に基づき、コンプライアンスの通報窓口を内部統制室に設置し、法令、定款および社内規程などに照らして疑義のある行為について、従業員が直接連絡できる体制としています。

7.子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ・当社は、当社及び当社子会社の経営を円滑に行うために、子会社の取締役等から随時、職務の執行に係る事項の報告を受け、業務執行状況及び財務状況等を共有する体制を整備し運用しています。

8.当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。
- ・当社は、子会社の取締役および監査役を当社から派遣することにより、子会社の業務執行の監督若しくは経営の監視を行います。
- ・当社は、子会社および関連会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。
- ・当社は、グループ全体でコンプライアンス体制を構築するため、グループ会社にもコンプライアンスマニュアルを配布し、行動規範の遵守を徹底します。

9.監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ・監査役会から、その職務を補助すべき従業員を置くことを求められた場合は、取締役会は監査役と協議の上、内部統制室若しくはその他の部署より、必要と認める人員を、監査役を補助すべき従業員として任命します。

10.前号の従業員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する監査役の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務の補助のために、監査役会の求めに応じて配置した人員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。

・前号の従業員は、監査役の指揮命令に従い取締役から独立してその職務を遂行することにより、監査役の支持の実効性を確保しています。

11.当社の取締役及び従業員が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

・当社及び当社子会社の取締役および従業員は、監査役から求められたときは速やかに業務執行状況を報告し、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び重要な法令違反、若しくは定款に違反する事項を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

・当社及び当社子会社の監査役は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び従業員に必要に応じて説明を求めることができます。

12.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための方針

・当社では内部通報処理規程を策定し、役員及び従業員その他当社と雇用契約を締結しているすべての者からの通報を受ける窓口を設置し、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他のいかなる不利益な扱いを行わない体制を確保しています。

13.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要額を見積予算計上します。

・監査役がその職務の遂行に必要と認められる費用の前払又は償還の請求をしたときは、速やかに応じるものとします。

14.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令および定款などに適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

・監査役は、内部統制室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関わり、また、これらの活動を助長する行為を一切禁止し、これらの反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備

(1) 対応統括部署の設置

総務部を対応統括部署とし、不当な要求等の事案ごとに関係部門と協議し、対応いたします。また、総務部には、「不当要求防止責任者」を配置し、不当要求防止責任者が経営に関わる重要な問題と認識した場合には、迅速に経営層に報告いたします。

(2) 外部専門機関との連携

所轄警察署や弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、事案発生時には速やかに対処できる体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務部において、反社会的勢力に関する情報を一元管理しており、反社会的勢力に該当するかの確認を行っております。

(4) 社内研修反社会的勢力の対応を、社内研修等を通じて周知しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
